

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 3年 6月30日	
和歌山県知事	殿
提出者	
住 所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 勝浦78番地2	
氏 名 井筒建設株式会社 代表取締役 井筒 千津留 電話番号 0735-52-2759	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	井筒建設株式会社
事業場の所在地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町勝浦78番地2
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	6 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 2, 123, 047千円
③ 従業員数	43人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 分別 → がれき類 → 中間処理 木くず → 中間処理 廃プラ → 中間処理 安定型混合物 → 中間処理 汚泥 → 中間処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙①のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 受注によって大きく左右されるが、過去数年間の傾向や前年度の受注高をもとにして推測する等により産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、ガラスくず、廃プラスチック類の分別を行い、速やかに適正な保管または中間処理施設等への処分を行う。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取組を継続。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理は行わない。		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後に定期的な確認を行う。 再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取組を継続する。</p> <p>さらに適正な委託先の選定にあたっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。</p> <p>また、再生利用が不可能な廃棄物については、積極的に熱利用を推進し、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。</p>			
※事務処理欄			

別紙①

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：工事部	職名：工事課長
現場責任者	現場作業所	職名：現場担当（現場監督）
現場担当者	現場作業所	職名：班長
産業廃棄物 技術管理者		
廃棄物処理施設 技術管理者		
役割	統括責任者	①産業廃棄物の取扱手順等の策定 ②従業員及び下請業者等への教育、啓発等 ③廃棄物処理法及び関係法関係法令を遵守した作業の推進
	現場責任者	①委託契約の締結 ②処理業者の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況） ③再生利用の推進のため委託先の情報収集、ルート確保 ④帳簿の作成
	現場担当者	①マニフェストの交付 ②分別解体、産業廃棄物の分別、保管業務
組織図		
<p>井筒建設株式会社</p> <pre> graph TD     A[井筒建設株式会社] --- B[総務部・営業部]     A --- C[経理部]     A --- D[工事部]     A --- E[アスファルトプラント部]     D --- F["現場 (現場責任者 (現場監督) )"]     F --- G[班長]                     </pre>		

